

平成27年第2回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第3号
受 理 年 月 日	平成27年5月29日
件 名	憲法9条を尊重し、今国会に提出された「安全保障法制」 関連法案の慎重審議を求める意見書提出についての請願
請願者の住所 及び氏名	高橋 明弘 外35名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	中村洋子、日高英城、湯沢美恵、高橋伸治

【請願趣旨】

北本市は1986年6月市議会において全会一致で「北本市非核平和都市宣言」を決議しました。宣言には「私たちは、平和と民主主義を基調とする、日本国憲法の精神を堅持する」ことを掲げ「戦争に反対し、平和を願うすべての市民の心を結集し・・・」と明記しています。

この宣言の決議以降、北本市は毎年7月～8月に平和月間を行い「平和、戦争、憲法、原爆等々をテーマにした講演会、展示会、映画会、平和バスツアー」等を開催し、今年は29回目を迎えます。これらの取り組みを続け支えてこられた、関係各位に敬意を表します。そして、今日ほどこの「宣言」の持つ意義の重要さが試されている時はありません。

それは、安倍政権が、解釈改憲で「集団的自衛権の行使」を容認した「閣議決定」（2014.7.1）を具体化するために、今国会に「国際平和支援法」や「平和安全法制整備法」を提出し今国会での成立を狙っているからです。

こうした動きに対し、多くの国民は不安と不信を募らせています。最近の世論調査の結果でも「自衛隊派遣恒久法」反対54%、「集団的自衛権の行使」良いと思わない55.2%、「安全保障関連法案」を今国会で成立させる事に反対60%、「米軍の戦争に巻き込まれるおそれ」73%、さらに「法案に対する説明不足」との回答は実に80%に上ります。しかも一括法で今国会成立を狙うなど言語道断です。内容的にも手続き的にも慎重のうえにも慎重な審議を尽くすことを強く求めます。

侵略戦争と軍国主義の深い反省に立って制定された日本国憲法、とりわけ憲法9条が築いてきた平和の実績と理想を基調とした、審議を尽くすことを求め、以下の事を提出して頂きますよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 集団的自衛権の行使を柱とした「閣議決定」のような、憲法9条の「解釈改憲」をやめること。

- 1 「安全保障法制」関連法案については、日本国憲法、とりわけ憲法9条に則り慎重かつ十分な審議を尽くすこと。

(案)

参考資料

憲法9条を尊重し、今国会に提出された「安全保障法制」関連法案の慎重審議を求める意見書

北本市は1986年6月市議会において全会一致で「北本市非核平和都市宣言」を決議しました。宣言は「私たちは、平和と民主主義を基調とする、日本国憲法の精神を堅持する」ことを掲げ「戦争に反対し、平和を願うすべての市民の心を結集し・・・」と明記しています。この宣言以降、北本市は毎年7月～8月に平和月間を行い「平和、戦争、憲法、原爆等々をテーマにした講演会、展示会、平和バスツアー」などを開催し、今年は29回目を迎えます。この「宣言」の持つ意義の重さを今日ほど実感する時はありません。

それは、政府が、解釈改憲で「集団的自衛権の行使」を容認した「閣議決定」を具体化するために、今国会に「国際平和支援法」や「平和安全法制整備法」を提出し今国会での成立をめざしているからです。

政府のこうした動きに対し、多くの国民は不安と不信を募らせています。最近の世論調査の結果でも「自衛隊派遣恒久法」反対54%（5/16朝日）、「手段的自衛権の行使」良いと思わない55.2%（5/17NHK）、「安全保障関連法案」を今国会で成立させる事に反対60%（5/16朝日）、「米軍の戦争に巻き込まれるおそれ」73%（5/25日経）、さらに「法案に対する説明不足」との回答は実に80%（5/25日経）に上ります。しかも一括法で今国会成立を狙うなど言語道断です。内容的にも手続き的にも慎重のうえにも慎重な審議を尽くすことを強く求めます。

さらに、6月4日に行われた衆議院憲法審査会では、参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする「安全保障関連法案」について「憲法違反との認識を表明し、「法案」の違憲性がより鮮明になりました。

したがって、集団的自衛権の行使を柱とした「閣議決定」のような、憲法9条の「解釈改憲」は、再考すること、また、「安全保障関連法案」については、侵略戦争と軍国主義の深い反省に立って制定された日本国憲法、とりわけ憲法9条が築いてきた平和の実績と理想を踏まえて慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

【提出先】 内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長